

支給対象拡大
補助額基準緩和

★★民間賃貸住宅の建設を支援します！★★

令和8年度 飛騨市民間賃貸住宅建設促進補助金

市内に民間賃貸住宅を建設される方に支援します!!

補助対象者

飛騨市内に民間賃貸住宅を新築または、新たに建築物を取得し民間賃貸住宅への改修工事を行う方（賃貸住宅の建築主及び建設後の所有者）

①借入残高に対する補助金

民間賃貸住宅の建設工事に対する金融機関等からの借入金額に対して補助します。

補助対象額	補助額（年間）
借入の残高×3%	上限 100 万円
※補助対象額は建物完成時・完成から 12 箇月後と 24 箇月後の借入残高で算出します	

②固定資産税相当額に対する補助金

民間賃貸住宅の家屋に対して課税された固定資産税相当額に対して補助します。

補助対象額	補助額（年間）
固定資産税相当額	上限 20 万円
※補助対象額は建物に課税され、納税した初年度とその 2 年目と 3 年目の固定資産税相当額で算出します	

対象となる民間賃貸住宅

- ・令和8年4月1日以後に工事契約を締結しているもの
- ・令和8年度申請の場合、令和10年1月1日までに工事を終えるもの（課税対象となること）
- ・建築基準法等に適合しているもの
- ・建物の用途が共同住宅または長屋であること
- ・1棟あたりの入居可能戸数が2戸以上あるもの
- ・1戸あたりの専用床面積が20㎡以上あり、各戸に玄関、便所、浴室、台所、居室があるもの
- ・組み立て式仮設住宅でないこと
- ・自社の社員寮など、自社社員の福利厚生のための住宅でないこと
- ・自己・親族（2親等）を入居させる住宅でないこと
- ・店舗併用でないこと
- ・補助金の交付決定した日から10年以上賃貸住宅として利用すること

受付期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（令和10年1月1日までに建物が完成すること）

◆予算範囲内の補助となりますので、受付期間中であっても受付を終了します。

受付場所

飛騨市役所 建築管財部 建築住宅課（西庁舎3階）

※ 建築確認済証交付後、1ヶ月以内に下記書類の提出をお願いします。

申請に必要な書類

- ① 事業計画書
- ② 建築確認済証の写し
- ③ 付近見取図（住宅地図等）
- ④ 配置図
- ⑤ 建物平面図・立面図
- ⑥ 1戸あたりの専用面積が20㎡以上と確認できるもの（面積表）
- ⑦ 現況写真（着工前）
- ⑧ 工事契約書等の写し
- ⑨ 工事内訳書の写し
- ⑩ 借入を行うことを証明する金融機関書類等の写し（融資契約書の写し）
- ⑪ 誓約書兼承諾書
- ⑫ その他市長が必要と認める書類

※申請内容に偽りその他不正な行為を確認したとき、補助金交付要件に該当しなくなったときは、補助金の返還を求めることがあります。



◆◆◆ 問い合わせ・受付窓口 ◆◆◆

飛騨市役所 建築管財部 建築住宅課

〒509-4292 飛騨市古川町本町2番22号 飛騨市役所 西庁舎3階

電話 0577-73-0153 FAX 0577-73-7500

E-mail kenchiku@city.hida.lg.jp

